

甲第104号証

令和3年6月18日

FAX送信票

弁護人 小林貴樹 殿

(ファックス番号 03-6212-8118)

件名：書類の送付について

被告人 大川原化工機、大川原正明、島田順司 にかかる 外国為替及び外国貿易法違反、関税法違反 被告事件について

令和3年6月18日付け進行に関する上申書
を別添のとおり送付いたします。

よろしくお願ひします。

東京地方検察庁

〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1

扱い

進行に関する上申書

令和3年6月18日

東京地方裁判所刑事第13部 殿

東京地方検察庁

検察官検事

被告人 大川原化工機株式会社、大川原正明及び島田順司 に対する 外国為替及び外国貿易法違反 被告事件について、現在予定されている訴訟手続の進行に関し、以下のとおり上申する。

第1 結論

令和3年6月23日に公判前整理手続を終結し、同年7月15日に第1回公判期日、同月16日に第2回公判期日、同年8月3日に第3回公判期日、同月5日に第4回公判期日がそれぞれ仮予約されているところ、これらの期日について、2か月程度延期されたい。

第2 理由

1 本件については、弁護人から、令和3年5月24日付で、刑事訴訟法316条の20に基づき、平成29年10月から平成30年2月頃に検査機関が作成し又は取得した書面等であって、①「貨物等省令2条の2第2項5の2」の問題点、AGにおける「殺菌」と「洗浄」の区別状況、及び「貨物等省令2条の2第2項5の2ハ」に規定されている「内部」の趣旨について、経産省等の職員から聴取した内容が記載されている書面等及び検査機関からの質問に対し経産省等の職員が回答した書面等、その他上記の事項に関する経産省等の職員の認識について本件における検査の過程で検査機関が作成し又は取得した書面等（令和3年5月24日付弁護人作成の証拠開示請求書1項）、②乾熱処理による噴霧乾燥器の殺菌を規制している国の有無、規制対象となるべき噴霧乾燥器についてのAGの意見、日本国内で乾熱処理による噴霧乾燥器の殺菌を行っている例の有無、日本薬局方に定められた定義、及び粉体の封じ込め・曝露防止と洗浄の関係性について、経産省等の職員から聴取した内容が記載されている書面等及び検査機

関からの質問に対し経産省等の職員が回答した書面等、その他上記の事項に関する経産省等の職員の認識について本件における捜査の過程で捜査機関が作成し又は取得した書面等（前記証拠開示請求書2項）、③「殺菌」の定義、これに対するAGでの議論の状況、規制対象となる噴霧乾燥器についての経産省等の職員の意見、及びAGの規制と「貨物等省令2条の2第2項5の2」との関係について、経産省等の職員から聴取した内容が記載されている書面等及び捜査機関からの質問に対し経産省等の職員が回答した書面等、その他上記の事項に関する経産省等の職員の認識について本件における捜査の過程で捜査機関が作成し又は取得した書面等（前記開示請求書第3項）について、証拠開示請求がなされている。

2(1) 上記証拠開示請求を受け、現在までに、検察官において、前記①ないし③に該当する可能性のある書面の存否の確認等の作業を行ったところ、該当性を検討すべき書面（以下「検討書面」という。）が複数確認されている状況にある。

今後、検察官において、検討書面について、さらに、刑事訴訟法316条の20第1項に定める関連性の程度その他被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、証拠開示することとなるが、上記の要件のうち、特に当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度の判断には、相応の期間を要する見込みである。

すなわち、前記証拠開示請求書に記載のあるとおり、開示請求対象の書面等は、貨物等省令の要件の解釈や問題点等に関する経産省等の職員の認識や、噴霧乾燥器の規制に関連したAGでの議論状況等に関わるものであるところ、検討書面には、経済産業省において審査その他の業務への影響を勘案して対外的に非公表として取り扱われている事項や、AGにおいて対外公表しない旨の国際的取り決めがなされている事項等が含まれているおそれがあり、開示による弊害の有無及び程度について、経済産業省担当者等に逐一確認した上で、開示・不開示の判断を行う必要がある。

他方で、検討書面は、貨物等省令の要件の解釈等に関連性を有する可能性があり、最終的にこれらが開示すべき書面であると判断された場合には、公判前整理手続における争点及び証拠の整理や第2回公判期日以降に予定されている経済産業省職員らの証人尋問の内容にも影響を及ぼす可能性がある。

また、検察官において不開示の判断をした場合には、その判断の是非について、裁判所の判断を仰いだ上、最終的な開示範囲が定まることがある可能性もあり得るが、その場合にも、最終的に開示されることとなった書面等が公判前整理手続における争点及び証拠の整理や第2回公判期日以降に予定されている経済産業省職員らの証人尋問の内容にも影響を及ぼす可能性がある。

以上の点から、前記証拠開示請求に対する証拠開示範囲が確定し、証拠開示がなされた上で、最終的な争点及び証拠の整理を行い、その後、経済産業省職員の証人尋問を実施することが適切な訴訟進行であると考えられる。

(2) 確かに、前記証拠開示請求に対する証拠開示範囲が確定し、証拠開示がなされた上で、最終的な争点及び証拠の整理を行い、その後、経済産業省職員の証人尋問を行うとした場合、当初想定されていた審理計画に比して、審理の進行が遅れることは否めない。

しかしながら、令和3年5月24日付でなされた弁護人による証拠開示請求がきっかけとなって、同開示請求以前に検察官が想定していた日程・順序での証人尋問実施が困難な状況となったのであり、かかる事情の変更はやむを得ないものであって、事前にかかる事情変更を想定することはできなかった。

(3) また、弁護人からは、当初予定の審理計画を維持し、第2回ないし第4回公判期日に予定されていた経済産業省担当者らの証人尋問に代えて、別の証人の証人尋問等を実施するという案が提案されると思われる。

しかしながら、特に第2回公判期日において予定されていた関係法令の解釈等に関する経済産業省職員の証人尋問は、関係法令に関する解釈等を明らかにし、規制対象噴霧乾燥器該当性を肯定するための要件を示すものであって、検察官において、本件訴追対象となっている噴霧乾燥器が規制対象噴霧乾燥器に該当することの立証の大前提と位置付けているものである。それにもかかわらず、検察官が立証の大前提として位置付ける証人の証人尋問を後回しにし、他の証人尋問を先行させることは、検察官に立証計画の大幅な変更を強いるものである。

3 以上に加え、検察官においては、弁護人請求に係る各証拠の内容を踏まえ、追加して主張・立証すべき事項の有無等を検討しているところ、特に弁18号証、19号証として請求されている温度測定結果報告書を受けて、規制対象噴霧乾燥器該当性に関する立証方針の再検討やそのための実験等（以下「反証実験等」という。）に時間を要する状況にある。

今後、さらに弁護人から新たな実験結果に関する証拠調べ請求が予定されており、その内容によっては、新たに別の反証実験等が必要となることも想定される。これら反証実験等の結果によっては、検察官の主張・立証内容に変更等が生じる可能性もあり得るところであり、反証実験等の結果が未確定である現段階で、適切な冒頭陳述や主張立証活動を行うことは困難である。

- 4 以上の次第であるから、第1記載のとおり、現在予定されている公判前整理手続期日及び第1回ないし第4回公判期日を延期されたい。

以上